

# 福岡県公報

平成21年8月12日  
第3002号

## 目次

告示(第1289号 - 第1301号)

|                     |           |       |   |
|---------------------|-----------|-------|---|
| 特定非営利活動法人設立の認証申請    | (社会活動推進課) | ..... | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請    | (社会活動推進課) | ..... | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請    | (社会活動推進課) | ..... | 2 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | ..... | 2 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | ..... | 2 |
| 道路の区域の変更            | (道路維持課)   | ..... | 3 |
| 産業廃棄物処理施設の設置許可の申請   | (廃棄物対策課)  | ..... | 3 |
| クリーニング業法に基づく研修の指定   | (保健衛生課)   | ..... | 4 |
| クリーニング業法に基づく講習の指定   | (保健衛生課)   | ..... | 4 |
| 公共測量の実施             | (県土整備総務課) | ..... | 5 |
| 公共測量の終了             | (県土整備総務課) | ..... | 5 |
| 道路の区域の変更            | (道路維持課)   | ..... | 5 |
| 道路の供用の開始            | (道路維持課)   | ..... | 6 |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集   | (保健衛生課)   | ..... | 6 |

## 告示

福岡県告示第1289号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成21年7月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人太陽

(2) 代表者の氏名

阿部 久夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市大佐野2丁目23番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者に対して、介護、福祉、権利擁護等に関する事業を行い、すべての人々が安心して、ゆとりのある生活ができる地域社会を実現し、公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1290号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成21年7月28日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ウェルビー

(2) 代表者の氏名

田中 浩二

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県嘉麻市下臼井1186番地2

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、嘉麻市を中心とした住民に対して、通所介護に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1291号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人九州有明バスケットボール協会

(2) 代表者の氏名

松岡 真彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市山川安居野3丁目15番9-12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、諸リーグに所属するチームの試合の場、リーグに所属していないチームの試合の場を創り老若男女様々な年代・競技レベルの選手が活躍出来る場を創出し、バスケットボール環境の向上を目的に活動する。

またスポーツを通じ地域への社会貢献及び青少年健全育成に寄与する。

福岡県告示第1292号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ひまわり会

(2) 代表者の氏名

猿渡 勲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大川市大字向島1840番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者特に精神障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1293号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年7月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人災害・環境サポートメイト25

## (2) 代表者の氏名

城 素美夫

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区清水3丁目23番3 - 403号

## (4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、会員相互の協力と理解をもって 災害の被災者支援等を目的としたボランティア活動に関する事業、 広く住民の防災意識の向上に係る啓蒙活動に関する事業、 災害被災者等への支援のための農作物等の栽培・販売・無料配布に関する事業、 道路、河川、公園等町の美化等を目的とした保全・清掃活動に関する事業を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、会員相互の協力と理解をもって 災害の被災者支援等を目的としたボランティア活動に関する事業、 広く住民の防災意識の向上に係る啓蒙活動に関する事業、 災害被災者等への支援のための農作物等の栽培・販売・無料配布に関する事業、 道路、河川、公園等町の美化等を目的とした保全・清掃活動に関する事業 良質な社会資本整備の推進に寄与するため、建設企業及びその団体、専門高校等に対して、技術者・技能者及び学生等の技術・技能・安全対策等の向上及び人材育成並びに建設業法等の遵守に向けた講演活動等に関する支援事業を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名          | 変更前後別 | 区 間                                 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|--------|-------|--------------|-------|-------------------------------------|-------------------|--------------|
| 前 原    | 県 道   | 前 原 線<br>富 士 | 前     | 前原市大字飯原1615番先から<br>前原市大字長野1178番1先まで | 5.5<br>～<br>27.0  | 1,176.8      |
|        |       |              | 後     | 同上                                  | 10.5<br>～<br>35.8 | 1,135.3      |

## 福岡県告示第1295号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該施設の設置許可の申請書及び同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名  
福岡市水道局  
福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号  
福岡市水道事業管理者 松永徳壽
- 施設の設置の場所  
糟屋郡久山町大字山田字登り尾2396番3外63筆
- 施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条14号八に規定する最終処分場  
(管理型最終処分場)
- 施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥（無機性汚泥）

5 申請年月日  
平成21年6月10日

6 縦覧の場所  
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県粕屋保健福祉環境事務所

7 縦覧の期間  
告示の日から平成21年9月14日まで

8 意見書の提出期限、提出先等

(1) 提出期限  
平成21年9月28日  
郵送による場合は、平成21年9月28日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 提出先  
〒811 - 2312 糟屋郡粕屋町大字戸原235番地7  
福岡県粕屋保健福祉環境事務所環境課

(3) 意見書記載事項

ア 意見書を提出する者の住所及び氏名  
イ 施設の種類及び設置場所  
ウ 利害関係の内容  
エ 生活環境の保全上の見地からの意見

---

福岡県告示第1296号  
次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づき研修として指定したので、告示する。  
平成21年8月12日  
福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

| 開催期日        | 会場             | 会場所在地           |
|-------------|----------------|-----------------|
| 平成21年10月25日 | ウエルとばた         | 北九州市戸畑区汐井町1番6号  |
| 平成21年11月8日  | 久留米市民会館        | 久留米市城南町16番地1    |
| 平成21年11月22日 | 福岡県立飯塚研究開発センター | 飯塚市川津680番地41    |
| 平成21年12月6日  | 福岡生活衛生食品会館     | 福岡市博多区千代1丁目2番4号 |

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）  
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）  
洗たく物の処理 1時間（1時間）  
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）  
注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

研修受講料 5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

---

福岡県告示第1297号

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、告示する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋6丁目8番2号

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

## 3 講習の開催期日及び会場

| 開催期日       | 会場         | 会場所在地              |
|------------|------------|--------------------|
| 平成21年11月5日 | 小倉リーセントホテル | 北九州市小倉北区大門1丁目1番17号 |
| 平成21年12月1日 | 福岡生活衛生食品会館 | 福岡市博多区千代1丁目2番4号    |

## 4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間(0.5時間)

洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間(0.5時間)

洗たく物の処理 1時間(1時間)

繊維及び繊維製品 1時間(1時間)

注( )は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

## 5 受講料

講習受講料 4,500円

## 6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

福岡県告示第1298号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量(基準点測量)

## 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域     | 実施期間                         |
|----------|------------------------------|
| 北九州市小倉南区 | 平成21年7月10日から<br>平成21年11月7日まで |

福岡県告示第1299号

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量(福岡県営土地改良事業山川地区 中原・佐野換地区、三峰換地区確定測量業務)

(福岡県営土地改良事業立花地区 北山 換地区確定測量業務)

(福岡県営土地改良事業新星野地区 大藪換地区、土穴換地区確定測量業務)

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域                               | 終了年月日      |
|------------------------------------|------------|
| みやま市山川町大字甲田、大字重富、八女郡立花町大字北山、八女郡星野村 | 平成21年7月16日 |

福岡県告示第1300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名            | 変更前後別 | 区 間   | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) |
|--------|-------|----------------|-------|---|-------------------|---------------|
| 直 方    | 県 道   | 直 方 線<br>芦 屋   | 前     | 直方市殿町950番7先から<br>直方市古町960番1先まで              | 12.0<br>～<br>16.0 | 33.0          |
|        |       |                | 後     | 同上  | 12.0<br>～<br>21.6 | 33.0          |
| 直 方    | 県 道   | 上 新 入<br>直 方 線 | 前     | 直方市殿町491番1先から<br>直方市津田町490番3先まで             | 13.8<br>～<br>14.2 | 32.0          |
|        |       |                | 後     | 同上  | 16.0<br>～<br>16.0 | 26.0          |
| 行 橋    | 県 道   | 直 方 線<br>行 橋   | 前     | 行橋市大字長尾511番1先<br>から<br>行橋市大字福丸638番1先<br>まで  | 7.0<br>～<br>19.4  | 930.0         |
|        |       |                | 後     | 同上  | 11.0<br>～<br>19.4 | 930.0         |
| 豊 前    | 県 道   | 豊 前 線<br>耶 馬 溪 | 前     | 豊前市大字下川底334番1<br>先から<br>豊前市大字下川底66番2先<br>まで | 6.8<br>～<br>10.3  | 180.0         |
|        |       |                | 後     | 同上  | 8.2<br>～<br>10.8  | 180.0         |
| 豊 前    | 県 道   | 犀 川 線<br>豊 前   | 前     | 豊前市大字岩屋349番1先<br>から<br>豊前市大字岩屋342番2先<br>まで  | 10.8<br>～<br>14.3 | 244.5         |
|        |       |                | 後     | 同上  | 10.8<br>～<br>14.3 | 244.5         |

|     |     |                |   |  |                   |       |
|-----|-----|----------------|---|--|-------------------|-------|
| 豊 前 | 県 道 | 鬼 木 線<br>三 毛 門 | 前 | 豊前市大字久路土70番先か<br>ら<br>豊前市大字久路土101番5<br>先まで | 4.0<br>～<br>7.0   | 480.0 |
|     |     |                | 後 | 同上   | 11.0<br>～<br>14.6 | 480.0 |

福岡県告示第1301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年8月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路 線 名          | 供 用 開 始 の 区 間                      |
|--------|----------------|------------------------------------|
| 豊 前    | 犀 川 線<br>豊 前   | 豊前市大字岩屋349番1先から<br>豊前市大字岩屋337番先まで  |
| 豊 前    | 鬼 木 線<br>三 毛 門 | 豊前市大字久路土70番先から<br>豊前市大字久路土71番3先まで  |
| 豊 前    | 鬼 木 線<br>三 毛 門 | 豊前市大字久路土74番4先から<br>豊前市大字久路土89番2先まで |

## 公 告

公告

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成21年8月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成21年8月12日から平成21年9月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。